

26川監公第7号

平成26年8月25日

定期監査等の結果の報告に基づく措置について（公表）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、平成25年12月10日付け25川監公第15号で公表した定期監査及び同日付25川監公第16号で公表した財政援助団体等監査の結果の報告に基づき、川崎市長及び川崎市教育委員会委員長から措置を講じた旨通知がありましたので、次のとおり公表します。

川崎市監査委員 村 田 恭 輔

同 奥 宮 京 子

同 菅 原 進

同 宮 原 春 夫

26川総行革第89号

平成26年6月30日

川崎市監査委員 村田 恭輔 様

同 奥宮 京子 様

同 菅原 進 様

同 宮原 春夫 様

川崎市長 福田 紀彦

監査の結果の報告に基づく措置について（通知）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、平成25年12月10日付け25川監報第10号で提出のありました財政援助団体等監査の結果に基づき、次のとおり措置を講じましたので通知します。

平成25年度財政援助団体等監査結果に対する措置状況

1 出資団体及び所管部局について改善措置を要する事項

(1) 財務諸表を適正に作成すべきもの

[指摘の要旨]

公益財団法人川崎市スポーツ協会（以下「スポーツ協会」という。）が作成している平成22年度、23年度（4月～10月期）、23年度（11月～3月期）

及び24年度の財務諸表をみたところ、次のような事例があった。

市は、スポーツ協会に対して正確な財務諸表を作成するよう指導するとともに、適切な確認を行われたい。

ア 平成22年度、23年度（4月～10月期）、23年度（11月～3月期）

及び24年度の財務諸表に対する注記に係る「うち一般正味財産からの充当額」の特定資産の小計が、貸借対照表の正味財産の部の一般正味財産の内書項目である特定資産への充当額と一致していなかった事例

イ 平成22年度の財務諸表に対する注記のうち基本財産及び特定資産の財源

等の内訳に係る当期末残高の額について、全て前期末残高の額が記載されていた事例

ウ 平成23年度（4月～10月期）の財務諸表に対する注記のうち基本財産

及び特定資産の財源等の内訳について、科目名称の表記が「当期末残高」であるところ「前期末残高」としていた事例及び当期末残高に係る内訳金額に当たる「うち一般正味財産からの充当額」が誤って記載されていた事例

[措置内容]

指摘事項については、財務諸表の適正化を図るよう指導し、説明会や研修を通じて職員に周知徹底するとともに、決算書において月単位で合計残高資産表を作成し、総勘定元帳他の帳票類との照合を複数の職員で実施されていることを確認しました。

（公益財団法人川崎市スポーツ協会）

（市民・こども局市民スポーツ室）

（2）収納事務を適正に行うべきもの

[指摘の要旨]

市は、等々力緑地釣池の使用料収納事務及び管理業務について、公益財団法

人川崎市公園緑地協会（以下「公園緑地協会」という。）と委託契約を締結しており、契約書第15条第2項によると、使用料の収納事務については市の承諾にかかわらず権利義務の譲渡及び再委託が禁止されている。

公園緑地協会の収納に係る事務についてみたところ、等々力緑地釣池の一部の供用時間に係る使用料収納事務を第三者に委託していた。

市は、公園緑地協会に対して、使用料収納事務を適正に行うよう指導された。

[措置内容]

指摘事項については、使用収納事務の適正化を図るよう指導し、委託業務の仕様内容を変更し、使用料の収納事務は同協会の直営により行うこととしました。

今後は適正な維持管理に努めます。

(公益財団法人川崎市公園緑地協会)

(建設緑政局緑政部みどりの企画管理課)

(3) その他改善を要するもの

改善措置を要するもののうち軽易な事項の概要は次のとおりである。

ア 会計処理を適正に行うべきもの

[指摘の要旨]

(ア) セイコーゴールドングランプリ川崎関連事業実施委託に係る委託料及びスポーツ指導者派遣事業負担金について、スポーツ協会が収入科目を誤って会計処理をしていた事例

[措置内容]

指摘事項については、会計処理の適正化を図るよう指導し、説明会や研修を通じて職員に周知徹底するとともに、再発防止のため、確認体制の強

化を図ることを確認しました。

今後も適正な管理指導に努めます。

(公益財団法人川崎市スポーツ協会)

(市民・こども局市民スポーツ室)

[指摘の要旨]

(イ) ばら苑の草花植栽業務委託に係る委託料について、公園緑地協会が支出科目を誤って会計処理をしていた事例

[措置内容]

指摘事項については、再発防止に向けて、月次決算時の予算残高照合をより一層強化するとともに、内部のチェック体制の強化を図り、各予算執行担当者及び責任者が把握する執行額と執行科目の照合を確実に実施するよう周知徹底しました。

(公益財団法人川崎市公園緑地協会)

(建設緑政局緑政部みどりの企画管理課)

ウ 小口現金を適正に管理すべきもの

[指摘の要旨]

会計規程に定める限度額を超えた小口現金が保管されていた事例

[措置内容]

指摘事項については、小口現金を適正に保管するよう指導し、保管額が限度額を超えていないことを確認しました。

今後は適正な管理に努めます。

(公益財団法人川崎市公園緑地協会)

(建設緑政局緑政部みどりの企画管理課)

2 公の施設の指定管理者及び所管部局について改善措置を要する事項

(1) 共同事業体の収支状況を明確にすべきもの

[指摘の要旨]

川崎市宮前スポーツセンターは、代表者を株式会社明治スポーツプラザ、構成員を公益財団法人川崎市スポーツ協会とする共同事業体が指定管理者として管理を行っている。

指定管理者から提出された川崎市宮前スポーツセンターに係る収支決算書をみたところ、代表者が構成員に業務分担分として配分した費用の記載があるのみで、構成員が実際に支出した費用の内容については記載がなかった。

市が、指定管理業務の履行状況や指定管理料の妥当性等を検証するためには、共同事業体としての指定管理業務に関する収支を明確にすることが求められる。

市は、指定管理者に対して、代表者及び構成員の指定管理業務に関する収支を明らかにした共同事業体としての収支決算書を提出するよう指導するとともに、収支状況の適切な確認を行われたい。

[措置内容]

指摘事項については、代表者及び構成員の指定管理業務に関する収支を明らかにするよう指導し、共同事業体としての収支決算書の提出を受けました。

また、収支決算書の支出内訳や実施内容から、指定管理業務が適切に執行されていることを確認しました。

(株式会社明治スポーツプラザ・公益財団法人川崎市スポーツ協会共同事業体)
(宮前区役所まちづくり推進部地域振興課)

(2) 利用料金を適正に徴収すべきもの

[指摘の要旨]

川崎市体育館条例（昭和31年条例第14号）第9条第3項及び川崎市とどろきアリーナ条例（平成7年条例第16号）第10条第3項に基づき、川崎市

体育館及び川崎市とどろきアリーナにおける利用料金の額は、条例で定める金額の範囲内において、あらかじめ市長の承認を得て、指定管理者が定めるものとされている。

早朝及び深夜における施設利用があった場合の利用料金収入についてみたところ、条例の規定に基づく施設専用利用料とは別に、施設利用に係る附帯費として人件費相当額を利用者から徴収していた。

条例に定めのない利用料金を徴収することはできないことから、市は、施設利用に係る収入について適切に把握し、利用料金を適正に徴収するよう指定管理者に対して指導するとともに、徴収した附帯費の取扱いについて早急に検討されたい。

[措置内容]

指摘事項については、当該施設利用に係る附帯費は条例上の位置付けがないため、附帯費を徴収しないよう指導しました。

また、過去に徴収した附帯費については利用者に返還するよう指導し、一部の利用者を除き還付が完了したことを確認しました。残る利用者についても還付に向けて取り組んでいます。

(川崎市スポーツ協会・三井物産ファシリティーズ共同事業体)

(川崎区役所まちづくり推進部地域振興課、中原区役所まちづくり推進部地域振興課)

(3) 費用負担の位置付けを明確にすべきもの

[指摘の要旨]

川崎市とどろきアリーナにおけるスポーツ大会の開催等に係る収入事務についてみたところ、通常利用では発生しない特別な清掃、準備及び片付け、廃棄物処理等を要する場合に、利用者にこれらに係る経費の負担（以下「特別な費

用負担」という。)を求めている。

この特別な費用負担は、川崎市とどろきアリーナ条例第11条の規定に基づく実費相当額に当たるのか、又は、川崎市とどろきアリーナの管理運営に関する基本協定書第13条に定める自主事業に当たるのか、その金額の根拠及び位置付けが不明確であった。

市は、指定管理者と協議し、特別な費用負担に係る位置付けを明確にされたい。

[措置内容]

指摘事項については、特別な費用負担の位置付けを明確にするため、関係部局及び指定管理者と協議の上、自主事業として取り扱うこととしました。

(川崎市スポーツ協会・三井物産ファシリティーズ共同事業体)

(中原区役所まちづくり推進部地域振興課)

(4) 備品の活用方法について検討すべきもの

[指摘の要旨]

地方財政法(昭和23年法律第109号)第8条の規定によると、地方公共団体の財産は、常に良好の状態においてこれを管理し、その所有の目的に応じて最も効率的に、これを運用しなければならないとされている。

川崎市とどろきアリーナの備品についてみたところ、市が購入した構内運搬車及び重要物品である構内作業自動車(フォークリフト)について、相当長期間にわたりその活用が図られていなかった。

特に、フォークリフトについては、平成15年度の包括外部監査において有効活用を求める指摘を受け、当時の所管であった教育委員会事務局から、利用者に周知を図り、稼働率を上げる旨の措置報告がなされていた。しかしながら、その後も活用されないまま、平成22年度には管理所管が中原区役所に移管さ

れた。

市は、備品の活用方法について再度検討し、速やかに必要な手続を執られた
い。

[措置内容]

指摘事項については、とどろきアリーナにおいて構内運搬車及び構内作業自
動車を業務で有効活用する可能性を検討しましたが、今後、有効活用できる利
用方法は見つからないとの結論に達しました。

これを受け、市役所内での「リサイクル物品」に登録し、これらの活用先を
探しましたが、両車両とも旧式な電気自動車であり、維持費も高額であること
などから、引取りを希望する部署が無かったため、廃棄手続きをとりました。

(川崎市スポーツ協会・三井物産ファシリティーズ共同事業体)

(中原区役所まちづくり推進部地域振興課)

(5) その他改善を要するもの

改善措置を要するもののうち軽易な事項の概要は次のとおりである。

ア 正確な収支状況を報告すべきもの

[指摘の要旨]

(ア) 川崎市体育館の収支決算書の一部の科目において予算額を誤って記載して
いた事例及び収支決算書の増減説明が誤っていた事例

[措置内容]

指摘事項については、事業計画書に記載された年間収支計画書との誤記載
等を修正するなど、適正な収支報告書を提出するよう指導し、修正後の収支
報告書の提出を受けました。

(川崎市スポーツ協会・三井物産ファシリティーズ共同事業体)

(川崎区役所まちづくり推進部地域振興課)

[指摘の要旨]

(イ) 川崎市かわなかじま保育園において、収支報告書に記載された前期末支払資金残高の金額が誤っていた事例

[措置内容]

指摘事項については、不一致の理由を指定管理者へ確認したところ、転記誤りとのことであったため、今後誤りのないよう指導し、修正後の収支報告書を受けました。

今後は確認を徹底し、関係部局と連携して再発防止に努めます。

(株式会社こどもの森)

(川崎区役所こども支援室)

[指摘の要旨]

(ウ) 川崎市宮前スポーツセンターの収支計画書及び収支決算書について、自主事業に係る収支が正確に計上されていなかった事例

[措置内容]

指摘事項については、自主事業に係る収支を正確に計上するよう指導し、改めて書類の提出を受け、自主事業に係る経費と指定管理経費が明確にされたことを確認しました。

(株式会社明治スポーツプラザ・公益財団法人川崎市スポーツ協会共同事業体)

(宮前区役所まちづくり推進部地域振興課)

イ 施設の有効利用等について検討すべきもの

[指摘の要旨]

利用者の打合せ、食事、休憩等の場所として設けられている川崎市とどろきアリーナの情報サロンについて、施設の有効利用及び安全管理について検討すべき事例

[措置内容]

施設の有効利用については、引き続き利用者にポスター・チラシによる周知や利用者への積極的なアピールなどの広報を行うとともに、より効果的な活用方法を検討していきます。

また、施設の安全管理については、情報サロンに設置した監視カメラにより、常時、利用状況を確認するとともに、警備員巡回による安全確認を強化していきます。

なお、情報サロンに衣替えした平成18年度以降は、厨房器機に使用するガスの供給を停止し、火気の取扱いはできません。

(川崎市スポーツ協会・三井物産ファシリティーズ共同事業体)

(中原区役所まちづくり推進部地域振興課)

ウ 指定管理施設の備品管理を適正に行うべきもの

[指摘の要旨]

(ア) 川崎市緑化センターにおいて、協定書に基づき指定管理者が作成する備品の管理台帳に登載漏れがあった事例

[措置内容]

指摘事項については、適切に管理するよう指導し、登載漏れのあった備品を管理台帳に登載しました。

(公益財団法人川崎市公園緑地協会)

(建設緑政局緑政部みどりの企画管理課)

[指摘の要旨]

(イ) 川崎市大山街道ふるさと館の備品について、保管換え手続が適正に行われていなかった事例

[措置内容]

指摘事項については、新備品票の出力と貼付を行いました。

今後は適正な管理に努めてまいります。

(高津区役所まちづくり推進部総務課)

[指摘の要旨]

(ウ) 川崎市大山街道ふるさと館の備品整理簿について、備品の規格が誤って登録されていた事例

[措置内容]

指摘事項については、誤搭載されていた備品整理簿を修正しました。

今後は適正な管理に努めます。

(川崎市大山街道ふるさと館共同運営事業体)

(高津区役所まちづくり推進部総務課)

[指摘の要旨]

(エ) 川崎市大山街道ふるさと館及び川崎市有馬・野川生涯学習支援施設において、指定管理料で購入した本市帰属備品が備品整理簿に登録されていなかった事例

[措置内容]

指摘事項については、備品登録の手続きを行いました。

今後は適正な管理に努めます。

(川崎市大山街道ふるさと館共同運営事業体、アクティオ株式会社)

(高津区役所まちづくり推進部総務課、宮前区役所まちづくり推進部生涯学習支援課)

エ 利用料金等の収納確認を適切に行うべきもの

[指摘の要旨]

川崎市民プラザにおいて、利用料金等の現金収納に係る確認書類に押印をしていなかった事例

[措置内容]

指摘事項については、経理責任者が投入表、投入明細表、レジ日計明細のレシート
の金額に差異がないかを確認し、確実に押印するよう改善を図りました。

今後は適正な管理に努めます。

(市民プラザN T J 共同事業体)

(市民・こども局市民生活部庶務課)

オ 指定管理業務の内容を明確にすべきもの

[指摘の要旨]

(ア) 川崎市特別養護老人ホームこだなかにおいて、指定管理業務として実施さ
れている実習生の受入れ及びデイサービス体験について、業務の内容を示す
書類が作成されていなかった事例

[措置内容]

指摘事項については、「平成26年度事業所運営計画」の中に実習生の受入
れ及びデイサービス体験に関する業務を位置付けることにより、明確化を図
りました。

(社会福祉法人中川徳生会)

(健康福祉局長寿社会部高齢者事業推進課)

[指摘の要旨]

(イ) 川崎市恵楽園において、指定管理業務として実施されている公衆電話の設
置及び管理について、業務の内容を示す書類が作成されていなかった事例

[措置内容]

指摘事項については、年度協定書に公衆電話機の設置・管理に関すること
を位置付けることにより、明確化を図りました。

(社会福祉法人川崎聖風福祉会)

(健康福祉局長寿社会部高齢者事業推進課)

カ 寄附金等の取扱いについて明確にすべきもの

[指摘の要旨]

川崎市特別養護老人ホームこだなかにおいて受領した寄附金及び寄贈物品について、帰属等の取扱いが不明確であった事例

[措置内容]

指摘事項については、年度協定書の中に当該施設が受領した寄附金及び寄贈物品の帰属等の取扱いに関することを位置付け、明確化しました。

(社会福祉法人中川徳生会)

(健康福祉局長寿社会部高齢者事業推進課)

キ 旧回数券の取扱いについて整理すべきもの

[指摘の要旨]

市が平成12年以前に販売していた旧回数券の取扱いについて、その整理がなされないまま川崎市体育館において使用されていたため、制度所管と協議のうえ、全市で統一的な取扱いとなるよう整理すべき事例

[措置内容]

指摘事項については、制度所管及び指定管理者と協議し、旧回数券の取扱いについて定めた協定書を締結しました。

(川崎区役所まちづくり推進部地域振興課)

ク 収支計画書等について見直すべきもの

[指摘の要旨]

川崎市幸スポーツセンター及び川崎市石川記念武道館における収支計画書及び収支報告書に不備があったため、自主事業に関する収支状況が不明確であった事例

[措置内容]

指摘事項については、自主事業に関する収支状況を明確にするよう指導し、自主事業に関する収支計画書及び収支報告書の見直しを行い、収支状況の明確化

を図りました。

(株式会社明治スポーツプラザ)

(幸区役所まちづくり推進部地域振興課)

ケ 拾得物の取扱いについて明確に定めを設けるべきもの

[指摘の要旨]

川崎市とどろきアリーナにおいて拾得された現金について、遺失者が判明しなかった際の取扱いの定めがなく、指定管理者の雑収入としていた事例

[措置内容]

指摘事項については、本市の他のスポーツセンターにおいて遺失者が判明しなかった拾得金については所有権を放棄していることを踏まえ、とどろきアリーナにおいても所有権を放棄することとしました。

(川崎市スポーツ協会・三井物産ファシリティーズ共同事業体)

(中原区役所まちづくり推進部地域振興課)

コ 正確な事業計画書を提出すべきもの

[指摘の要旨]

川崎市大山街道ふるさと館の事業計画書について、物品販売等の自主事業の内容が正確に記載されていなかった事例

[措置内容]

指摘事項については、事業計画書において自主事業の内容を正確に記載するよう指導し、事業計画書の提出を受けました。

(川崎市大山街道ふるさと館共同運営事業体)

(高津区役所まちづくり推進部総務課)

サ 事業報告等を適正に行うべきもの

[指摘の要旨]

(ア) 川崎市大山街道ふるさと館において、協定書で提出することとされている

要望・苦情等対応表が提出されていなかった事例

[措置内容]

指摘事項については、要望・苦情等がない場合でも、基本協定書に定める対応表を適切に提出するよう指導し、対応表の提出を受けました。

今後も、適正な事業管理に努めます。

(川崎市大山街道ふるさと館共同運営事業体)

(高津区役所まちづくり推進部総務課)

[指摘の要旨]

(イ) 川崎市麻生スポーツセンターにおける事業報告書について、指定管理事業であるスポーツ教室事業の開催講座数等が正確に記載されていなかった事例

[措置内容]

指摘事項については、適正な管理及び正確な事業報告を行うよう指導し、修正された事業報告書により、正確に記載されていることを確認しました。

今後も、適正な事業報告を求めるよう努めます。

(シンコースポーツ株式会社)

(麻生区役所まちづくり推進部地域振興課)

シ 業務の位置付けを明確にすべきもの

[指摘の要旨]

川崎市宮前スポーツセンター、川崎市有馬・野川生涯学習支援施設及び川崎市麻生スポーツセンターにおいて、有料で行われている複写サービスが協定書、仕様書等に定められておらず、当該業務の位置付けが不明確であった事例

[措置内容]

指摘事項については、事業計画に位置付けることにより、事業の明確化を図りました。

(株式会社明治スポーツプラザ・公益財団法人川崎市スポーツ協会共同事業体、

アクティオ株式会社、シンコースポーツ株式会社)

(宮前区役所まちづくり推進部地域振興課、同生涯学習支援課、麻生区役所まちづくり推進部地域振興課)

26川教庶第302号
平成26年6月30日

川崎市監査委員 村田 恭輔 様
同 奥宮 京子 様
同 菅原 進 様
同 宮原 春夫 様

川崎市教育委員会委員長 峪 正 人

監査の結果の報告に基づく措置について（通知）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、平成25年12月10日付け25川監報第10号で報告の提出がありました財政援助団体等監査の結果について、次のとおり措置を講じましたので通知します。

平成25年度財政援助団体等監査結果に対する措置状況

1 監事の監査の公平性を確保すべきもの

[指摘の要旨]

公益財団法人川崎市学校給食会（以下「学校給食会」という。）の監事の就任状況についてみたところ、監事2名のうち1名については、別途会計業務に関して顧問契約を締結している公認会計士が就任していた。これは、顧問という立場で財務諸表の作成等について指導した事項を、監事として自らが監査することになり、監査の公正性の観点から適切ではない。

市は、学校給食会に対して、監事の監査の公正性を確保するよう指導するとともに内部管理体制の把握にも努められたい。

[措置の内容]

学校給食会に対し監事の監査の公平性を確保するよう指導し、学校給食会からは平成26年度から現監事1名（顧問契約を結んでいる公認会計士）を変更するとの回答を受けております。

また、当課として学校給食会の内部管理体制について確実に確認を取るにより把握し、監事の監査の公平性を確保するよう努めてまいります。

(公益財団法人川崎市学校給食会)

(教育委員会事務局学校教育部健康教育課)

2 会計処理を適正に行うべきもの

[指摘の要旨]

公益法人会計基準によると、財務諸表は、資産、負債及び正味財産の状態ならびに正味財産増減の状況に関する真実な内容を明瞭に表示するものでなければならないとされている。また、公益法人会計基準に関する実務指針(その2)によると、ファイナンス・リース取引(※1)でリース料総額が300万円を超えるリース資産については、資産計上又は注記をすることとされている。

学校給食会は、学校給食事務システム機器の賃貸借及び保守について、月額397,110円(履行期間平成23年1月1日(一部平成23年5月1日)から平成28年3月31日)、計2,497万円のファイナンス・リース取引を行っている。

また、学校給食会は、平成24年度の財務諸表から「公益法人会計基準」(平成20年4月11日平成21年10月16日改正 内閣府公益認定等委員会)を採用しているが、財務諸表を見たところ、学校給食事務システム機器の賃貸借及び保守について、ファイナンス・リース取引でリース料総額が300万円を超えるのにもかかわらず、資産計上又は注記がされていなかった。

公益法人会計基準等に基づき、適正に会計処理をされたい。

※1：ファイナンス・リース取引

(1)中途解約不能なリース契約

リース期間の中途において当該契約を解除することができないリース契約

(2)フルペイアウト

リース物件からもたらされる経済的利益を実質的に享受でき、かつ、リース物件の使用に伴って生じるコストを実質的に負担することとなるリース契約

[措置の内容]

学校給食会に対してファイナンス・リース取引(学校給食事務システム機器の賃貸借及び保守)の取扱に当たっては、公益法人会計基準等に基づき適正に会計処理を行うよう指導しました。また、平成25年度決算にかかる財務諸表の作成に当たりましては、指摘事項に十分注意し、適正な会計処理を行っていくことを確認しました。

(公益財団法人川崎市学校給食会)

(教育委員会事務局学校教育課)

3 概算払の精算を適正に行うべきもの

[指摘の要旨]

教育委員会事務局生涯学習部生涯学習推進課では、公益財団法人川崎市生涯学習財団(以下「財団」という。)に、人件費補助金、事業補助金、生涯学習情報収集・提供業務委託料、青少年創作活動振興事業(創作教室)委託料を、いずれも概算払で支出している。

平成24年度の概算払精算書をみたところ、履行確認は年度内に行なっているものの、すべての支出において平成25年度の起票日となっていた。また、平成23年度の概算払精算書を確認したところ、青少年創作活動振興事業(創作教室)委託料について、平成24年度の起票日となっていた。

年度をまたがって精算できるのは、年度をまたがる旅費(地方自治法施行令第143条第2項)及び交通事故等に係る損害賠償金(行実昭42・8・7)のみとされているため、概算払精算に当たっては、適正な精算日とされたい。

[措置の内容]

次年度の5月31日まで精算処理が可能と考えていた担当者の認識違いが原因であり、平成24年度概算払精算の処理過程においては改善されています。

2年続いて同じ誤りが起きていたことについては、前年の担当者が認識違いをして処理した伝票を、次の担当者がそのまま参照したことが原因であるため、文書記録への「理由書」等の添付と、業務引継ぎ時の申し送りを徹底するよう担当職員に周知しました。

(教育委員会事務局生涯学習部生涯学習推進課)

4 切手の出納管理事務を適正に行うべきもの

[指摘の要旨]

財団は、公益財団法人川崎市生涯学習財団会計規定第44条に基づき、物品の受入れ、払出しの都度、物品出納簿等に記載を行っている。

財団の管理する金券について物品出納簿と現物とをみたところ、出納の記載漏れにより出納簿上の残数と実際の残数が不一致だった事例が見受けられたので、適正に管理されたい。

[措置の内容]

財団に対し、財団会計規定に基づく出納簿記載の徹底と、切手の残数については記載

のたびに残数を確認することを指導し、改善されたことを確認しました。

(公益財団法人川崎市生涯学習財団)

(教育委員会事務局生涯学習部生涯学習推進課)

5 貸付金の出納状況を報告すべきもの

[指摘の要旨]

市は、川崎市学校給食用物資購入資金条例（昭和30年条例第11号）及び川崎市学校給食用物資購入資金条例施行規則（昭和57年教委規則第1号）に基づき、川崎市立学校における給食用物資購入の資金に充てるため、学校給食会に対して、川崎市学校給食用物資購入資金の貸付を行っている。

同資金の貸付に係る事務についてみたところ、学校給食会は川崎市学校給食用物資購入資金条例施行規則第6条に基づき、貸付金の出納状況を市に報告しておらず、また、市はその報告を求めていなかった。

貸付金の出納状況については、適正に報告されたい。

●川崎市学校給食用物資購入資金条例施行規則

第6条 給食会は、資金の出納状況を教育委員会に報告しなければならない。

●貸付金について

平成24年4月10日貸し付け決定 金額9,000万円

平成25年3月29日全額返金

※当年度からは4半期ごとに報告書を徴収している。

[措置の内容]

学校給食会に対して、給食用物資購入資金貸付金については、川崎市学校給食用物資購入資金条例及び同施行規則第6条に基づき、出納状況の報告をするよう指導しました。なお、平成25年度については、既に第1期及び第2期（4～12月分）の出納状況の報告を受けております。

また当課において、学校給食会からの報告がない場合は、報告を求めることを確認いたしました。

(公益財団法人川崎市学校給食会)

(教育委員会事務局学校教育部健康教育課)